

**○議長 大城真孝君**

ただいまから令和2年第1回南部水道企業団議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程に入ります。

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

**○議長 大城真孝君**

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、2番平良真也議員、3番神谷良仁議員を指名します。

**日程第2. 会期の決定**

**○議長 大城真孝君**

日程第2. 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間に決定しました。

**日程第3. 諸般の報告**

**○議長 大城真孝君**

日程第3. 諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果に関する報告がありましたので、写しをお手元に配布してあります。

朗読は、省略します。

琉球新報社から公文書情報公開条例に基づき、令和元年度南部水道企業団議会会議録に関する情報公開がありましたので報告いたします。議長の報告を終わります。

次に、企業団の報告をお願いします。

**○議長 大城真孝君 次長。**

**○次長 玉城秀樹君**

企業長職務代理者の次長の玉城でございます。令和2年第1回南部水道企業団議会定例会の開催にあたり、議会議員の皆様にご報告申し上げたいと思えます。

既に報告等でご承知かと思いますが、平成29年8月16日付けで仲榮眞弘実氏が企業長に就任し、給与問題の解決に取り組んでこられました。過払い金の返還と未払い金の支払いを含む令和2年度南部水道企業団水道事業会計予算について理事会の承認を得て、本会議に上程する運びになったことで、今後の清算手続きに見通しがついたこの段階に区切りとし、就任後解決までに時間を要したことの責任を重く受け止め、令和2年3月18日の理事会において辞任を申し出、承認されています。

本日の議会には、職務代理者という立場で出席させていただいておりますが、引き続き議員の協力体制の構築を図り、南風原町及び八重瀬町との連携強化によって具体的な再発防止策を講じ、信頼回復に向けて取り組んでいきたいと考えております。

議会議員の皆様には、今後ともご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願いを申し上げます。

では、諸般の報告を申し上げます。

1. 理事会についてでございますが、第1回理事会を2月25日（火曜日）に開催しました。

付議事項は、（1）給与条例（案）について。（2）その他でした。

第2回理事会を3月18日（水曜日）に開催しました。報告事項は、（1）入札結果。（2）公文書公開請求についてでした。

付議事項は、（1）3月定例会への提案議案について。（2）企業長の進退伺いについてでした。

周知事項は、（1）3月定例会日程について【日程3月30日（月）10時開催】を報告しました。

第3回理事会を3月23日（月曜日）に開催しました。

付議事項は、（1）次期企業長の選出について。（2）公文書公開請求の回答についてでした。

第4回理事会を3月26日（木曜日）に開催しました。

付議事項は、（1）次期企業長の選任同意についてでした。

次のページをお開き下さい。

○議長 大城真孝君

休憩します。

休憩（10時07分）

再開（10時08分）

再開します。

○議長 大城真孝君 次長。

○次長 玉城秀樹君

2ページ、入札結果についてでございますが、こちらの方は入札日、件名、指名数に対する応札数、予定価格、落札額、落札率、落札者を記載しています。お目通し下さい。

なお、予定価格と落札額は税込表示でございます。以上です。

○議長 大城真孝君

これで諸般の報告を終わります。

## 日程第4．議案第1号

### 南部水道企業団企業職員の給料の特例に関する条例

○議長 大城真孝君

日程第4．議案第1号・南部水道企業団企業職員の給料の特例に関する条例を議題といたします。  
本件について企業長職務代理者の提案理由の説明を求めます。

○議長 大城真孝君 次長。

○次長 玉城秀樹君

議案第1号

#### 南部水道企業団企業職員の給料の特例に関する条例

南部水道企業団企業職員の給料の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月30日提出

南部水道企業団 企業長職務代理者 玉城秀樹

提案理由、南部水道企業団の給与に係る問題について、給与訂正後の清算までに時間を費やしていることに対し、企業団の管理職として道義的責任を痛感しており、給料月額を減額したいことから提案する。

詳細につきましては、総務課長から説明します。

○議長 大城真孝君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

#### 南部水道企業団企業職員の給料の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から令和2年9月30日までの間（以下「特例期間」という。）において、職員の給料を減ずる措置を講ずるため、南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第2号。以下「給与条例」という。）の特例を定めるものとする。

(職員の給料の特例)

第2条 特例期間においては、給与条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表に掲げる職務の級に応じ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

職務の級	割合
7級	100分の10
6級	100分の5

附 則

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 特例期間においては、給与条例第21条の期末手当の算定の基礎となる給料月額は、南部水道企業団企業職員の給料の特例に関する条例第2条の規定にかかわらず、給与条例第4条第1項別表第1の給料月額によるものとする。

職務の級、7級が次長職でございます。6級が課長職でございます。以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 大城真孝君

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

質疑いたします。いまの条例は、給与問題の清算に時間を要しているということで提案理由に書かれておりますが、その7級と6級、次長と課長だということでお伺いしました。

そうすると、この人数、それとこの6カ月間での金額がどれほどになるのか、お聞かせ下さい。

○議長 大城真孝君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

7級の次長職でございますが、減額割合が10%、特例期間が6カ月、減額合計が26万6,760円でございます。

課長職が4名、それぞれ減額割合が5%、特例期間が6カ月、それぞれお一人ずつ減額合計を申し上げます。12万3,060円、同じく12万3,060円、12万1,410円、11万9,670円でございます。

次長職、課長職、合計しまして減額合計が75万3,960円でございます。

○議長 大城真孝君

他に質疑ありますか。

(「質疑なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号・南部水道企業団企業職員の給料の特例に関する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立全員です。したがって、議案第1号・南部水道企業団企業職員の給料の特例に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 5. 議案第 2 号

南部水道企業団例規集の現行の条例の用語等の整備に関する特別措置条例

○議長 大城真孝君

日程第 5. 議案第 2 号・南部水道企業団例規集の現行の条例の用語等の整備に関する特別措置条例を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○議長 大城真孝君 次長。

○次長 玉城秀樹君

私から議案第 2 号をご説明します。

議案第 2 号

南部水道企業団例規集の現行の条例の用語等の整備に関する特別措置条例

南部水道企業団例規集の現行の条例の用語等の整備に関する特別措置条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 3 0 日提出

南部水道企業団 企業長職務代理人 玉城秀樹

提案理由は、例規集内容精査に伴い、現行の各条例の用語等の見直しについて、当該条例の制定の目的及び趣旨に反しない範囲で、一括して整備する必要があるため特別措置条例を提案する。

詳細につきましては、総務課長から説明します。

○議長 大城真孝君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

1 ページ目をお開き下さい。読み上げたいと思います。

南部水道企業団例規集の現行の条例の用語等の整備に関する特別措置条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、南部水道企業団例規集の改版に伴い、この条例の施行の際、現に効力を有する南部水道企業団の条例（以下「現行の条例」という。）に使用している用語、用字、仮名遣い、送り仮名、句読点及びその他の表記等（以下「用語等」という。）の整備を図るため必要な特別措置について定めるものとする。

(整備の基準)

第 2 条 現行の条例に使用している用語等は、当該条例の制定の目的及び趣旨に反しない限り、次に掲げる告示、通知等その他用語等に関する国の告示等の定めるところに従い、所要の整備を行うことができる。

(1) 常用漢字表（平成 2 2 年内閣告示第 2 号）

(2) 送り仮名の付け方（平成 2 2 年内閣告示第 3 号）

(3)現代仮名遣い（平成22年内閣告示第4号）

(4)公用文における漢字使用等について（平成22年内閣訓令第1号）

(5)法令における漢字使用等について（平成22年内閣法制局総第208号）

（拗音及び促音の取扱い）

第3条 現行の条例中、拗音及び促音については、法令における拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記について（昭和63年内閣法制局総発第125号）の定めるところに従い、半音（小書き）に改める。

（句読点の整備）

第4条 現行の条例中、条文の意味を明確にするため必要があるときは、当該条文の趣旨を損なわない範囲内で、句読点について所要の整備を行うことができる。

（条、項、号等の表示の整備）

第5条 現行の条例中、条、項、号及び号の細目の表示に不連続又はその他の不備があるときは、当該表示について所要の整備を行うことができる。

（引用法令等の整備）

第6条 現行の条例中、その条文中において引用した法令及び条例等（以下「引用法令等」という。）に公布年及び公布番号が欠けているときは、当該引用法令等名の次に括弧書きで公布年及び公布番号を付す。

2 引用法令等に現に付され、及び前項の規定により付されることとなる公布年及び公布番号の括弧書き中の表記の形式は、「昭和(平成)〇〇年法律第〇〇号」、「昭和(平成)〇〇年条例第〇〇号」等に統一する。

3 前2項に定めるもののほか、引用法令等について整備を要するときは、その引用された趣旨を損なわない限り、所要の整備を行うことができる。

（条文見出しの整備）

第7条 現行の条例中、各条文に付されている見出しについて整備を要するときは、当該条文の趣旨及び内容に則して所要の整備を行うことができる。

（別表等に係る整備）

第8条 現行の条例中、本則と別表の名称及び番号等並びに本則と様式の名称及び番号等との整合を図るとともに、別表の番号の表示を「別表第〇(第〇条関係)」に、様式の番号の表示を「様式第〇号(第〇条関係)」に統一する。

（その他の措置）

第9条 この条例に定めるもののほか、現行の条例に使用している用語等の整備を図るため必要な特別措置については、現行の条例の制定の目的及び趣旨に反しない範囲で、改めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 大城真孝君

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○議長 大城真孝君 4番 浦崎みゆき議員。

○4番 浦崎みゆきさん

それでは確認いたします。この整備なんですけれども、これはなぜいまなのか、いまやる理由、そして誰がこれはいつまでにやるのか。どういう形で行われるのかをお聞かせ下さい。

○議長 大城真孝君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

お答えします。この例規の改版業務については、令和元年度の予算で例規整備業務ということで、例規の専門業者による例規の精査業務を行いました。

それに伴って、その例規の専門業者の方から用語等の整備が必要だということがありまして、条例については、1件1件、各条例ごとにや・ゆ・よ・つの表記について直したいのが結構ございまして、そういった1件1件各条例の一部改正をするよりは、こういうふうに特別措置条例を設けて一括で整備する必要があるということで、今回提案しております。

これを踏まえまして、各議員の方には、改めた例規の方を配布する予定でございまして、また企業団のホームページにおいても住民の方が例規を確認できるように両町と同じように住民の方に周知していきたいと思っています。以上です。

○議長 大城真孝君 4番 浦崎みゆき議員。

○4番 浦崎みゆきさん

元年度で業者に委託して、それが終わって、本年度またそういった作業をしていくということで、予算としては、令和2年の予算に入っているわけですか。それとも前年度で入っていて、そういう改めの作業はどの予算でなされるのか。

○議長 大城真孝君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

予算としては、令和元年度予算の例規整備業務で行いました。令和2年度以降については、まだ一部改正、改めて制定する条例とか、規則等がございましたら、その都度また専門業者の方に溶け込ませの依頼を改めて予算を取ってやっていく予定でございまして。以上です。

○議長 大城真孝君 4番 浦崎みゆき議員。

○4番 浦崎みゆきさん

確認します。元年度の予算で終わったということによろしいわけですか。これはいま議案2号としてあがっているわけですが、それはこれから直すということではない。これは今回の議案にあがっているんですね。これは3月31日、明日までですけど、この予算の流れがよくわからない

けど、もう一度お願いします。これは予算は関係なく。

○議長 大城真孝君

休憩します。

休憩（10時25分）

再開（10時26分）

再開します。

○議長 大城真孝君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

お答えします。この例規整備業務については、令和元年度の予算ですべて整備を終えておりまして、この条例を可決していただいて、改正したいと思います。以上です。

○議長 大城真孝君

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号・南部水道企業団例規集の現行の条例の用語等の整備に関する特別措置条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

起立全員です。したがって、議案第2号・南部水道企業団例規集の現行の条例の用語等の整備に関する特別措置条例は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第6．議案第3号

#### 南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を 改正する条例

○議長 大城真孝君

日程第6．議案第3号・南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○議長 大城真孝君 次長。

○次長 玉城秀樹君

議案第3号をご説明します。

議案第3号

南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年3月30日提出

南部水道企業団 企業長職務代理者 玉城秀樹

提案理由は、沖縄県人事委員会の勧告、並びに関係町の住居手当の改正状況を踏まえ、改正する必要があるため提案する。併せて、関係町に倣い、時間外勤務手当についても条例を改正する必要があるので提案する。

詳細につきましては、総務課長から説明します。

○議長 大城真孝君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

1 ページ目をお開き下さい。

南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

第1条 南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

3 ページ目の新旧対照表をお開き下さい。改正分を読み上げます。

第11条第1項第1号中「12,000円」を「16,000円」に改め、同項第2号「(2)削除」を削る。同条第2項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同号イ中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改め、同項第2号「(2)削除」を削る。

また1ページ目にお戻り下さい。

第2条 南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第15条第2項の次に次の第3項を加える。

次に新旧対照表の4ページ目をお開き下さい。改正文を読み上げます。

正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

附則、5ページ目をお開き下さい。

## 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

2 第1条の規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「給与条例」という。）第11条の規定により支給されていた住居手当の月額が500円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料も含む。以下同じ）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の給与条例第11条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。以下「旧手当額」という。）から500円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第1条の規定による改正後の給与条例第11条第1項第1号の規定に該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第1条の規定による改正後の給与条例第11条第2項第1号の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が500円を超えることとなる職員

3 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における住居手当の支給に関する前項の規定の適用については、前項の規定中「500円」とあるのは「1,000円」と、「一部施行日から令和3年3月31日まで」とあるのは「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」とする。

4 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における住居手当の支給に関する附則第2項の規定の適用については、附則第2項の規定中「500円」とあるのは「1,500円」と、「一部施行日から令和3年3月31日まで」とあるのは「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」とする。

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

### ○議長 大城真孝君

これで説明を終わります。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号・南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

起立全員です。したがって、議案第3号・南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

## 日程第7．議案第4号

### 令和元年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）

#### ○議長 大城真孝君

日程第7．議案第4号・令和元年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。本件について説明を求めます。

○議長 大城真孝君 次長。

○次長 玉城秀樹君

議案第4号

#### 令和元年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、別紙のとおり提出しますので議会の議決を求めます。

令和2年3月30日提出

南部水道企業団 企業長職務代理者 玉城秀樹

次、2ページをお開き下さい。

令和元年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について説明します。

第1条 令和元年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入及び支出（第3条予算）につきましては、4ページの令和元年度南部水道企業団水道事業会計補正予算実施計画からご説明いたします。

収益的収入及び支出（第3条予算）の収入において、第1款水道事業収益は、既決予定額17億2,705万8,000円に、補正予定額2,919万8,000円を加えた額17億5,625万6,000円の予算としております。

第1項営業収益は、既決予定額16億282万円に補正予定額900万円を引いた額15億9,382万円の予算としております。第3目その他の営業収益は、既決予定額5,149万7,000円に補正予定額900万円を引いた額4,249万7,000円の予算としております。

理由としましては、備考欄に記載しております水道利用加入金が当初見込みより減少したためでございます。

第2項営業外収益は、既決予定額1億2,389万6,000円に補正予定額3,772万5,000円を加えた額1億6,162万1,000円の予算としております。

第5目長期前受金戻入は、既決予定額1億2,178万9,000円に補正予定額3,772万5,000円を加えた額1億5,951万4,000円の予算としております。

内訳は、国庫補助金長期前受金戻入が2,200万9,000円、受贈財産評価額長期前受金戻入が152万9,000円、工事負担金長期前受金戻入が1,418万7,000円となっています。

理由としましては、当年度の減価償却費及び固定資産除却費に該当するそれぞれの資金を計上するものでございます。

第3項特別利益は、既決予定額34万2,000円に補正予定額47万3,000円を加えた額81万5,000円の予算としております。

第3目その他特別利益は、既決予定額34万円に補正予定額47万3,000円を加えた額81万3,000円の予算としております。

内訳は、水道施設損失補償金を南風原町字津嘉山地区及び字与那覇地区において下水道工事に伴う給水管切替及び仮設工事費を津嘉山地区から17万6,000円、与那覇地区から29万7,000円を南風原町から収入するものです。

次、5ページをお開き下さい。支出において、第1款水道事業費用は、既決予定額15億9,839万4,000円に補正予定額5,173万9,000円を加えた額16億5,013万3,000円の予算としております。

第1項営業費用は、既決予定額15億3,058万7,000円に補正予定額5,173万9,000円を加えた額15億8,232万6,000円の予算としております。

第1目原水及び浄水費は、既決予定額8億1,173万9,000円に補正予定額89万円を引いた額8億1,084万9,000円の予算としております。内訳は、備考欄に記載しております燃料費の賃借発電機用燃料30万円、賃借料の発電機賃借料59万円をそれぞれ減額補正とするものです。

理由としましては、摩文仁浄水場におきまして台風襲来が当初見込んだ回数より少なかったためでございます。

第2目配水及び給水費は、既決予定額1億5,635万5,000円に補正予定額1,055万円を引いた額1億4,580万5,000円の予算としております。

内訳は、燃料費の賃借発電機用燃料55万円、修繕費の給水管切替費1,000万円をそれぞれ減額補正するものです。

理由としましては、台風での影響が少なかったことと、当初予定してございました布設工事箇所減

少によるものでございます。

第3目議会費は、既決予定額454万6,000円に補正予定額183万5,000円を引いた額271万1,000円の予算としております。

内訳は、先進地視察旅費183万5,000円を減額補正するものです。理由としましては、先の台風19号の襲来により、視察予定先の事業体が被害に遭った影響で視察受け入れを辞退したい旨の報告があり、補正減し、改めて次年度へ旅費計上するものでございます。

第4目総係費は、既決予定額2億9,408万4,000円に補正予定額652万4,000円を引いた額2億8,756万円の予算としております。

内訳は、料金収納手数料600万円を減額補正するものです。理由としましては、本年度予定していた口座振替伝送サービスが次年度からの開始となったためです。

また、L G W A Nシステム保守料52万4,000円の減額補正につきましては、当初、地方公共団体組織内ネットワークL G W A N回線を導入する予定でしたが、地方公共団体組織名称基盤L G P K Iより電子証明書を取得し、国税等の申告を行う方が安価で済むということから補正減するものでございます。

6ページをお開き下さい。第5目減価償却費は、既決予定額2億6,370万9,000円に補正予定額446万8,000円を引いた額2億5,924万1,000円の予算としております。

内訳は、有形固定資産減価償却費の構築物1,168万1,000円の減額補正、機械及び装置7万9,000円の増額補正、工具器具及び備品713万4,000円を増額補正するものです。

第6目資産減耗費は、既決予定額15万3,000円に補正予定額7,600万6,000円を加えた額7,615万9,000円の予算としております。

内訳は、固定資産除却費の構築物7,033万2,000円、機械及び装置518万円、車両及び運搬具7万7,000円、工具器具及び備品41万7,000円をそれぞれ増額補正するものです。

以上のことから、当年度の純利益は、補正予算第1号での1億2,092万4,000円より1,580万8,000円増額の1億3,672万2,000円を見込んでおります。

2ページに戻っていただいて、下段の説明をします。

第3条は、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億5,496万7,000円を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億3,597万7,000円に過年度分損益勘定留保資金2億690万9,000円を過年度分損益勘定留保資金1億8,940万円に当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,399万9,000円を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,251万8,000円に改め、当初予算からの減債積立金1億405万9,000円を加えた額で資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正することとしております。

次、3ページをお開き下さい。資本的収入及び支出（第4条予算）につきましては、また6ページをお開き下さい。6ページの中段からご説明します。こちらの方は、補正予算実施計画となっております。

資本的収入及び支出（第4条予算）収入において、第1款資本的収入は、既決予定額1,777万2,000円に補正予定額269万円を加えた額2,046万2,000円の予算としております。

第3目その他資本収入は、既決予定額1,770万円に補正予定額269万円を加えた額2,046万円の予算としております。第2目寄附及び負担金は、既決予定額1,776万9,000円に補正予定額269万円を加えた額2,045万9,000円の予算としております。

内訳は、水道施設損失補償金を南風原町字津嘉山地区及び与那覇地区において下水道工事に伴う配水管移設補償費を津嘉山地区から71万8,000円、与那覇地区から137万8,000円を南風原町から収入するものです。

次の7ページをお開き下さい。こちらは島尻消防組合から消火栓設置負担金としまして59万4,000円を収入するものでございます。

次に支出において、第1款資本的支出は、既決予定額3億7,273万9,000円に補正予定額1,630万円を引いた額3億5,643万9,000円の予算としております。

第1項建設改良費は、既決予定額2億6,367万9,000円に補正予定額1,630万円を引いた額2億4,737万9,000円の予算としております。

第2目配水及び給水施設費は、既決予定額2億4,815万1,000円に補正予定額1,300万円を引いた額2億3,515万1,000円の予算としております。

内訳は、工事請負費の送配水施設整備事業1,300万円を減額補正するものです。理由としましては、当初予定箇所を減少によるものでございます。

また、第3目営業設備費は、既決予定額1,427万7,000円に補正予定額330万円を引いた額1,097万7,000円の予算としております。

内訳はL G W A Nサーバー一式330万円を減額補正するもので、理由としましては、先程の説明のとおりでございますが、当初、地方公共団体組織内ネットワークL G W A N回線を導入する予定でございましたが、地方公共団体組織認証基盤L G P K Iより電子証明書を取得し、国税等の申告を行う方が安価で済むことから補正減するものでございます。

また、3ページに戻りまして、中段の第4条を説明します。第4条は、予算第5条に次の事項を加えるということで、債務負担行為を事項、期間、限度額の順にご説明します。

セキュリティシステム賃借料は、令和元年度から令和6年度まで。限度額は170万5,000円です。

A E D賃借料は、令和元年度から令和6年度まで。限度額は35万円です。

検針・調定支援業務は、令和元年度から令和3年度まで。限度額は4,540万円です。

給水装置工事検査業務は、令和元年度から令和2年度まで。限度額は706万円です。

次に水道事業再評価作成業務は、令和元年度から令和2年度までを、令和元年度から令和3年度までに変更し、限度額は同額の803万円です。以上で、私からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 大城真孝君

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

休憩します。

休憩（10時49分）

再開（10時49分）

再開します。

質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号・令和元年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

起立全員です。したがって、議案第4号・令和元年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩（10時50分）

再開（11時00分）

再開します。

その前に選任同意の差し替えがあります。任期ということで入れてありますので、よろしく願います。

## 日程第8．議案第5号

### 令和2年度南部水道企業団水道事業会計予算

#### ○議長 大城真孝君

日程第8．議案第5号・令和2年度南部水道企業団水道事業会計予算を議題といたします。

本件について説明を求めます。

#### ○議長 大城真孝君 次長。

#### ○次長 玉城秀樹君

議案第5号の令和2年度予算を上程する前に私の方から令和2年度南部水道企業団水道事業経営概要を申し上げたいと思います。議員の皆様のお手元の方に資料をお配りしておりますので、それを読み上げてまいります。

## 令和2年度南部水道企業団水道事業経営概要

令和2年2月末時点の給水人口は、71,496人（注1：南風原町39,937人、八重瀬町31,559人）となっており、今後も南風原町と八重瀬町の人口は増加を続け、2040年のピーク時には、75,232人（南風原町42,663人、八重瀬町32,569人）になると推計（注2：国立社会保障・人口問題研究所）されています。

人口と水需要の関係について直近10年間をみますと、人口の伸び率が14%（+8,457人）であるのに対し、水需要の伸び率は7%にとどまっており、1人1日最大配水量と1人1日平均配水量に至っては、5%～6%程度減少している状況にあります。

料金収入に関しては、人口の増加に伴って3.8%（5,200万円）増加していますが、年度単位では、気候の影響（台風、少雨、多雨など）などもあってプラスマイナス3%程度の範囲で増収、減収するような特性を有しています。

今後の料金収入については、インバウンド需用（観光施設、宿泊施設）や大型商用施設の進出などによる需用拡大が見込めないことから、大幅な収入の伸びは期待できない状況にあります。

一方、昭和40年代後半（本土復帰後）から50年代の高度成長にかけて急速に整備した水道施設が更新期（注3）の時期を迎えていることに加え、都市化の進む津嘉山北地区土地区画整理地内への拡張、自動車専用道路延伸に伴う既存管路の移設による管路の耐震化やバックアップ機能強化による資金需要の増大が見込まれるなか、沖縄振興特別措置法に基づく高率補助制度（注4）が令和3年度に期限を迎えるなど大きな状況の変化が見込まれています。

将来にわたり健全かつ安定的な事業運営の維持を図るため、変更認可を得た中長期施設更新基本計画に沿って、今後見込まれる経営環境の変化を見据えた投資財源計画に位置づける経営戦略の策定に着手したところです。

なお、経営戦略については、令和2年度内に策定し公表することになっています。

### （1）中長期施設更新基本計画

令和元年（2019）から令和70年（2088）まで70年間の中長期施設更新基本計画（変更認可申請に伴う施設整備計画を指す。以下「更新計画」という。）については、令和元年10月16日付け厚生労働大臣認可を受けました。

更新計画のうち、令和4年度から令和10年度までの7事業年度分が事業再評価の対象となります。

更新計画は、まず、①将来の水需用予測（人口予測を含む）を行い、②管路を含む現有施設を法定耐用年数に達した年次に更新するとせず、法定耐用年数に越えてもなお十分使用できると判断される施設については、現実的に使用可能な年数（実耐用年数という。以下同じ。）を設定することで資産の延命化を図り、次期更新にあたっては、③耐震性の向上、施設の規格・規模の適正化及び水運用の効率化を図ることを目的として策定されたものです。

更新計画によって各事業年度の事業（場所、費用）が設定された後は、各事業年度に施工された

工事に伴う固定資産（建物、構築物、機械及び装置など）の除却・取得・減価償却費用を算出する作業に取り掛かります。

令和元年度から固定資産の実地検証（図面、資産台帳と現物の照合作業）・財源分類（補助金、企業債、自己財源、受贈）、地域区分等（資産の位置：施設場所、町、字）の整理照合作業に着手したところ、順調に作業が進み、資産の整理がほぼ完了しましたので、令和元年度の補正予算及び令和2年度の当初予算で過年度に廃止されているが帳簿上に残った資産の除却（現金支出を伴わない費用として計上）費を計上します。

## （2）経営戦略

公営企業については、「公営企業の経営に当たっての留意事項について／平成26年8月29日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知」において、将来にわたって安定的に事業を継続していくための、中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定が要請されたところです。経営戦略を策定する場合、「上記留意事項通知」に則った上で、「経営戦略策定ガイドライン改定版について／平成29年3月31日付総務省自治財政局三課室長通知」に沿って策定することが望ましいとされています。

経営戦略に関する基本的な考え方については、10年以上の合理的な期間を設定すること、純損益が黒字であること、実現可能な方法により収支ギャップ解消を図ること、独立採算制を基本原則とすること、安定的な経営を確保継続し、効率的な整備・管理を実施するため経営目標を設定し実現に向けて効果的な施策を講じるなど経営健全化に資する取組を記載することなどがあげられています。

また、改正水道法は、「水道施設の適切な資産管理の推進、広域連携の推進、そして多種多様な官民連携の推進」の3つが柱となっています。当企業団の地域的な実情と社会的要因を的確に捉え、長期的な視野に立って水道事業経営の基盤強化に有効な方策を1つでも多く経営戦略に取り入れたと考えています。

なお、当企業団においては、令和元年度において令和4年度以降の国庫補助事業採択に向けた事業再評価に着手するとともに、上記の留意事項及びガイドラインに沿った「経営戦略」の策定に着手し、令和2年度末までには、公表できるように取り組んでいきます。

次に水道ビジョンに掲げた4つの基本目標に基づく令和2年度の主要な施策について説明します。

### 1 安心でおいしい水の供給

#### 1-1 水質改善について

企業団創設当初から供給してきた摩文仁水源の水質については、長い経過の過程において需要者のニーズに応えるため段階的に硬度低減化を図ってきました。水道ビジョンで掲げた「安全でおいしい水の供給」を事業経営の柱と位置づけ、摩文仁浄水場系統（自己水と企業水との混合水）については、平成30年度から135mg/ℓから115mg/ℓへさらなる硬度の低減化に取り組んできました。また、沖縄県企業局津嘉山供給施設系統にあつては、南風原町津嘉山地域と八重瀬町

外間・宜次地域まで範囲を広げ配水する水質改善が図られています。令和2年度においても前年度から継続した配水系統を維持していきます。

#### 1-2 沖縄県簡易水道等施設整備費国庫補助事業について

令和元年度（令和2年1月業務発注）から令和3年度末までは、事業再評価書の策定から事業採択を得るまで取り組んでいきます。

これまで、国庫補助事業で施工してきた津嘉山北地区の配水管拡張事業は、再評価着手につき、補助事業で対処できないことから、単費（内部留保資金）約11,000,000円持ち出して工事発注する予定です。

#### 1-3 老朽管更新事業について

令和2年度は、令和元年度発注の配水管移設工事（R1-2）が道路工事の遅れに伴い繰り越しとなるなど外2件も繰り越しとなる見込みとなっております。令和2年度予算計上分としての老朽管更新は、南風原町兼城地内町道52号線で320m、約16,000,000円、八重瀬町後原地内後原東風平線・シトク線で700m、約35,000,000円を予定しています。

#### 1-4 水道施設の統廃合について

令和2年3月現在、南風原町区域にあった調圧槽については神里調圧槽の廃止を最後に統廃合が完了し、企業局新川供給施設分岐系統、新川配水池（1,000トン）系統、新川第2配水池（3,000トン）系統、新川第2ポンプ場系統（開邦高校付近）からの配水体制が確立されています。

一方、八重瀬町においては、居住地域が分散し起伏のある地形的な要因も重なって、多くの調圧槽を経由した配水方式となっていました。調圧構の統廃合を進めてきた結果、令和2年度に東風平高架配水池を廃止し解体撤去します。令和3年度以降、計画的に安里調圧槽、新城調圧槽を廃止していく予定です。

#### 1-5 水源流域の汚染防止対策について

摩文仁水源は、水源流域の北側上流に位置する仲座水盆（那覇ゴルフ倶楽部含む土地改良区域）と、南側下流に位置する慶座水盆（サザンリンクスを含む土地改良区域）を流域としています。両水盆とも、流域のほとんどが土地改良された農地の地下となっているため、農作物への施肥の影響を受けやすい環境にあります。広大な農地を頻繁にしかも厳重に監視することは困難ですが、平成30年度から、月曜日から金曜日までの5日間、浄水場勤務につく職員がそれぞれ曜日ごとに設定された5つのルート（往復）を移動することで流域の監視に努めてきました。

令和2年度においては、浄水場運転管理業務の全面委託化とするため、週1回5ルートを一気にパトロールする監視体制に切り替える予定です。

今後とも、八重瀬町、各関係機関、各種団体及び生産者等の連携により貴重な地下資源の保全体制を構築できるように取り組んでいきます。

## 2 災害に強い水道の確立

### 2-1 水道施設の安全対策・監視強化について

摩文仁浄水場内の施設については、老朽化が進み、コンクリート建造物の劣化、進入防止フェンスの腐食が進行しています。令和2年度は、平成30年度、令和元年度に引き続き、腐食劣化したフェンス等の修繕改修に必要な予算を計上して安全対策を講じていきます。

摩文仁浄水場は24時間有人の監視体制となりますが、先進事業者で導入している安全対策についても調査研究し今後の施設管理体制の強化に努めたいと考えています。

また、地下埋設管からの漏水事故による二次災害の危険性が高い基幹管路の監視については、平成30年度から月1回、国道329号、331号の全区間を車窓からパトロールを実施しています。（鉄蓋の不具合による交通障害や地表漏水の早期発見・早期修理によって二次災害防止のため）令和2年度においても職員でパトロールを実施していく予定です。

#### 2-2 危機管理対策の強化について

大規模地震や水道施設・水質事故の発生時において、水道施設の被害状況を把握し、対策を講じるためには、正確な情報を早く収集し、適切な対処方法を迅速に伝達する初動体制の構築・訓練が重要となります。

令和2年度においては、南風原町、八重瀬町で実施される防災訓練等へ積極的に参加し、役場及び地域の各種団体等との連携を高めたいと考えています。

また、日本水道協会沖縄県支部が主催する総合訓練においては、近隣事業者との相互応援体制の充実に努めていきます。

なお、沖縄県企業局からの要請に応じて令和元年11月13日（水）に「沖縄県企業局受水団体と連携した応急給水訓練」には、職員4名を派遣し、水質検査、給水車への充水作業及び最終工程である那覇市金城町の公園における一般市民への応急給水作業を行っています。

### 3 満足される住民サービスの確保

#### 3-1 個人情報の管理等セキュリティ対策について

個人情報の取り扱い改善への取り組みとしては、水道料金収納（口座振替毎月15日、30日）に関する個人情報を各金融機関へ電子ディスクで持ち込み・回収していましたが、令和2年4月からネット通信で各金融機関への水道料金口座振替情報を送受信する方法を導入します。これにより、個人情報が入った電子ディスクを庁舎外へ職員が持ち出す事務が無くなりますので、安全性、効率性が確保できます。

平成30年度は、耐火書庫内に暗証番号と指紋認証付きの大小2台の金庫を購入し現金・預金通帳・印鑑等を分散管理する体制を構築しました。金庫の開閉にあたっては管理ソフトと連動させ、開閉者、開閉日時をデータ保存できるセキュリティを有しています。

また、現金を扱う窓口の安全対策として防犯カメラを設置しました。（耐火書庫入り口、耐火書庫内にも設置）個人情報を含む文書や長期・永久保存の重要文書の保管体制構築の取り組みについては、文書管理規程の改正作業と例規のホームページ掲載のための精査作業を並行して進めていく

予定です。

### 3-2 需要者ニーズへの迅速対応とサービスの拡充について

インターネットを利用した転出・転入受付サービスを導入して需用者の利便性を向上させる検討を進めています。令和2年度中に調査研究をまとめ、令和3年度予算に初期投資費用を予算計上できるように進めていきます。

また、南城市では、作業の効率化と需要者サービスの向上を図る目的で、検針・調定の作業にスマートフォンを活用しています。令和2年度は、スマートフォンを活用している事業者の事務作業を調査し、転入提出の際の手続き簡素化までスマートフォンを活用することで需要者サービスを向上させる取り組みを進めていきます。

水道料金の支払い方法は、口座振替、納付書（窓口、コンビニ、金融機関）払いになりますが、令和2年5月からスマホ決済（p a y p a y、楽天p a y、）を導入します。需要者がどこからでもスマホで料金が支払えることが可能になります。

クレジット決済に関しては、上下水道まとめて徴収するクレジット料金に対して手数料が設定され、金額が高くなるにつれ手数料も上昇すること、支払者に付与されるポイントが水道側負担となることなど、収納の確実性が高まるにつれ費用が増すなど、まだ課題が多いため、今後も公共団体等の状況も調査しつつ、検討を進めていきます。

## 4 水道の運営基盤改善と強化

### 4-1 資産の有効活用について。

近年の預金利息の利率低下の影響もあって、多くの地方自治体（水道特別会計含む）においては、内部留保資金の有効活用に着手しています。令和2年度は、認可を得た施設整備事業を基にした財政収支計画策定の段階で、将来における投資財源の確保の観点から施設用地の効率的処分（売却）について取り組んでいきます。

### 4-2 経費節減について

3条予算、4条予算とも支出予算については、今後も継続的に創意工夫し経費節減に取り組んでまいります。

### 4-3 人材育成について

人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤強化を図るため、水道法が改正されました（平成30年12月12日公布）。

改正以前の水道事業者においては、給水人口と料金収入の減少や経営の効率化に伴う組織のスリム化による職員数の減少に伴って、水道分野における専門技術の継承が課題となっていました。

改正水道法では、【広域連携の推進】で、事業統合（垂直統合型、水平統合型、弱者救済型）、経営の一体化、業務の共同化（管理の一体化、施設の共同化）の推進を、【点検を含む維持・修繕】では、ガイドラインに基づいた点検、修繕の実施、資産台帳の整備、アセットマネジメントの推進、施設の計画的更新、収支見通しを策定し公表することを、【官民連携】では、官民連携の手

法（PFI、コンセッション方式、DBO、第三者委託など）を導入することで人口減少を見通した中長期的な経営の安定化・効率化を推進するものとなっています。

全国的には水需要の増加で拡張された施設の更新時期を迎え莫大な更新投資資金の財源額確保が迫られる中、人口減少による料金収入の減少に伴う投資財源の捻出が益々困難な状況になったことから、将来を見据え安定的に経営するための手段として広域連携、官民連携による経営形態の改革への取り組みが進められています。一方、沖縄県においては、今後15年から20年後まで人口増加率が低下し、その後減少に転じることが予測されています。

沖縄県内の水道事業体には、今後20年後までの人口増加に対応しつつ、長期的な予測も考慮し、官で人材を育てる時代から、専門技術に優れ企業経営に長けている民の人材を活用すること、経営基盤の拡大で経営の安定化を目指す広域連携を図ることなど料金収入の減少に耐えうる水道事業経営基盤の構築が求められています。

このような時代の変化に対応した水道事業経営とするためには、南風原町、八重瀬町の各部局と連携強化を図ることで総合的な知識・能力の向上の実現に向けた取り組みを進めていきたいと考えています。

また、日本水道協会や全国水道企業団協議会に加盟する水道事業体が取り組む経営改革を吸収するため視察研修や短期・長期の人事交流についても早い時期に実現したいと考えています

#### 5 将来の更新資金増大見込みと料金体系の見直し

企業団の水道料金体系は、近隣事業体の用途別料金（一般用、営業用、官公署用などの区分）と異なり用途の区別がない単一料金体系となっています。この料金体系の特徴は、単一料金体系（口径別でも用途別でもない）となっていることから、一般家庭の平均的な使用範囲である月25立方メートルまでの使用料金は近隣事業体よりも安価に設定されていますが、一般家庭用と営業用や官公署用を一括りとした従量料金が9～20立法メートル、21～30立法メートル、30立法メートル以上の段階で設定されているため、一般家庭用として使用する需要者は使用量が多くなるにつれて近隣事業体よりも比較的高い料金となってしまいます。

一方、近隣事業体においては一般用よりも高い基本料金・従量料金が設定される営業用や官公署用に分類しているが、当企業団の需用者については、単一料金体系によって用途別よりも低い従量料金の設定によって安く利用できています。

将来的には近隣事業体のような用途別料金体系への改定が望ましいと考えていますが、現状で単一料金体系の改善を図るには、比較的使用量が多くなる子育て世代需要者の料金負担（割高傾向）軽減と、基本水量8立法メートルから5立法メートルへの見直しによる少人数世帯等の負担軽減を優先的に検討する必要があると考えています。

以上のことから、当企業団は、近隣事業体が企業局からの全量受水であるのに対し、自己水源を有し、県企業局から受水する単価よりも安価で浄水し配水している経営的なメリットを活用することが可能であることから、単一料金体系での基本料金、従量料金を現状よりも低く設定した複数案

による財政収支シミュレーションを進めたいと考え、平成31年度の早い時期に理事会、議会に報告したいと理事会、議会に報告したところですが、令和2年度内に計画期間を10年とする経営戦略の策定（水道事業経営計画）により将来の水道施設更新需要（財源の裏付け）の見通しを立て、離島8村への水道用水供給事業開始予定である令和3年度以降の県企業局における経営状況（離島8村への用水供給による企業局財政負担増で値上げ？）、沖縄振興特別措置法に基づく高率補助が令和3年度に期限を迎えることなど、令和4年以降、沖縄県の水道事業経営には大きな状況の変化が見込まれていることを勘案し、中長期的な経営の根幹に関わる課題として着実に取り組んでいきたいと考えています。

令和2年3月30日

南部水道企業団企業長職務代理者 玉城秀樹

以上、令和2年度の経営概要としまして申し上げます。

これから議案第5号・令和2年度南部水道企業団水道事業会計予算を上程したいと思います。

まず、条項を読み上げます。

#### 議案第5号

##### 令和2年度南部水道企業団水道事業会計予算

みだしのことについて、地方公営企業法第24条第2項の規定により別紙のとおり提出しますので議会の議決を求めます。

2ページをお開き下さい。令和2年度南部水道企業団水道事業会計予算を説明いたします。

（総則）第1条 令和2年度南部水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- （1）給水戸数は、前年比432戸増加の20,963戸を見込んでおります。
- （2）給水人口は、前年比777人増加の72,031人を見込んでおります。
- （3）年間総配水量は、前年比1万2,316<sup>m</sup>増加の7,655,494<sup>m</sup>を見込んでおります。
- （4）一日平均配水量は、前年比91<sup>m</sup>増加の20,974<sup>m</sup>を見込んでおります。
- （5）主要な建設改良事業は、送配水施設整備事業としまして、老朽化に伴う耐震管更新事業を前年比300万円増加の8,300万円を予定しております。

（収益的収入及び支出）第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入において、第1款水道事業収益は、前年比5,189万5,000円増収の17億7,895万3,000円を見込んでおります。第1項営業収益は、前年比816万4,000円増収の16億1,098万4,000円を見込んでおります。第2項営業外収益は、前年比4,115万2,000円増収の1億6,504万8,000円を見込んでおります。第3項特別利益は、前年比257万9,000円増収の292万1,000円を見込んでおります。

支出において、第1款水道事業費用は、前年比1億7,486万1,000円増額の17億5,685万5,000円を予定しております。第1項営業費用は、前年比1億7,218万6,000円増額の16億8,637万3,000円を予定しております。第2項営業外費用は、前年比69万円増額の6,349万3,000円を予定しております。

第3項特別損失は、前年比198万5,000円増額の198万9,000円を予定しております。第4項予備費は、前年度同様500万円を計上しました。

次に（資本的収入及び支出）第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億264万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額364万2,000円、減災積立金1億620万3,000円及び過年度分損益勘定留保資金9,279万8,000円で補てんするものとする。）

収入において、第1款資本的収入は、前年比36万円増収の886万3,000円を見込んでおります。第1項企業債は、前年度同様、費目存置の1,000円でございます。第2項その他資本的収入は、前年比36万円増収の886万1,000円を見込んでおります。第3項固定資産売却代金は、前年度同様、費目存置の1,000円としております。

支出において、第1款資本的支出は、前年比83万3,000円減額の2億1,150万6,000円を予定しております。第1項建設改良費は、前年比297万7,000円減額の1億30万2,000円を予定しております。第2項企業債償還金は、前年比214万4,000円増額の1億620万3,000円を予定しております。第3項その他資本的支出は、前年度同様、費目存置の1,000円としております。

第4項予備費は、前年度同様500万円を計上しました。

次のページをお開き下さい。（予定支出の各項の経費の金額の流用）第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

（1）営業費用、営業外費用及び特別損失としております。

次に、（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費は、前年比1,184万5,000円増額の2億779万円を予定しております。

理由としましては、職員数は前年度同数の22人を計上しておりますが、フルタイム会計年度任用職員2名を計上したためでございます。

（2）交際費は、前年度同様の16万円を予定しております。なお、給与費明細を18ページから20ページに掲載していますので、後程お目通しをお願いしたいと思います。

（たな卸資産購入限度額）第7条 たな卸資産購入限度額は、前年度同様2,000万円と定めております。

以上で、私からの説明を終わりますが、次のページから予算に関する説明については、経営課長から説明します。

○議長 大城真孝君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

私の方からいま次長の方が読み上げた後、4枚目を捲っていただいて、令和2年度南部水道企業団水道事業会計予算実施計画明細書というところから説明したいと思います。お手元に概要説明書

というのをお配りしてありますので、その説明に入っていきます。

まず、説明に入る前に私の方から地方公営企業の予算制度について説明させていただいた後、実施計画書、実施計画明細書の概要について説明申し上げたいと思います。

一般会計の予算は、限られた財源を効率的に使用するために支出の規制に重点が置かれ、拘束性の強い予算制度となっております。

一方、公営企業の予算は、公営企業の経済性を発揮するため、経済情勢の変動に機動的に対応するなど、弾力的な対応を認めていることが最大の特徴でございます。

そのことについては、地方公営企業法第24条予算に地方公営企業の予算は、地方公営企業の毎事業年度における業務の予定量、並びにこれに関する収入及び支出の大綱のみを定めるものとするというところがあります。

地方公営企業の予算の議決事項は、先程次長の方が読み上げた款、項のみで、予算の実施計画に関する目まで示すのは、議決を受けた款、項の説明資料としての位置づけで提出されるのであります。

では、読み上げながら説明していきたいと思います。令和2年度南部水道企業団水道事業会計予算概要説明書。

第2条、これは先程次長の方が読み上げた業務の予定量、給水戸数、給水人口、年間配水量、一日配水量が(1)から(4)まで記載されてございます。

先程次長が読み上げた分には、当年度の予定量が記載されていましたが、ここの資料では、この5年の状況がわかるように数値を並べてみました。

次のページの方をお開き下さい。これも先程次長の方が読み上げましたが、令和2年度につきましては、事業再評価中につき事業が休止ということになっております。これは昨年、前年度に引き続いて休止ということになっております。

これまで津嘉山北地区の区画整理事業の拡張、それと老朽管の耐震化更新につきましては、2分の1の補助で実施できましたが、事業休止中にやりますので、補助金がつかなく、津嘉山北地区の区画整理の拡張及び老朽管の更新事業はすべて内部留保資金を充てる予定になっております。

次の送配水設備事業につきましては、これは全くの自己資金で実施するものでございます。

続きまして、第3条収益的収入及び支出の収入の部から概要説明申し上げます。

第1款水道事業収益、前年度予定額に比べ5,189万5,000円の増収となっておりますが、これは第2項営業外収益、第5目長期前受金戻入が4,211万1,000円増額したことが主な要因となっております。

長期前受金とは、他資本、補助金であるとか、工事負担金であるとか、受贈財産等により取得した資産の減価償却費相当額です。現金が収入されるものではございません。これは平成26年度の地方公営企業法改正に伴って、こういう仕組みになってございます。

続きまして、第1項営業収益、令和2年度は先程次長が説明したとおり16億1,098万4,000円と

なっております。以下に平成29年度からの推移を記載してございます。

第1目給水収益につきましては、15億6,030万9,000円となっております。前年度に比べまして898万8,000円の増収を見込んでございます。ここ最近、29年度におきましては、1,700万円以上の収入がございしますが、平均して1,000万円弱というような形を見込んでございます。

第2目その他営業収益、その他営業収益につきましては、先程給水人口、給水戸数が増加しているということに伴いまして、給水装置の設計審査手数料及び工事検査手数料131万円の増収を見込んでございます。

水道利用加入金につきましては、近年の申請実績から255万7,000円は目減りするだろうという減収を見込んでございます。

なお、加入金につきましては、共用又は各戸検針、いずれかを申請者で選択できることになっておりますので、見込みの変動は伴ってくる可能性があります。

続きまして、3ページの方をお開き下さい。3ページの方は、第2項特別利益として、第1目過年度損益修正益です。これは給与訂正に伴う返金額の256万1,000円を計上してございます。

続きまして、支出の部、第1款水道事業費用、水道事業費用は、前年度予定額に比べ1億7,486万1,000円の支出増となっております。この分は資産減耗費1億7,023万6,000円、第1目の原水及び浄水費で2,041万2,000円が主な増額の要因となっております。

なお、資産減耗費は、施設更新事業に伴って廃止される固定資産を除却する際に帳簿上の残存価格を支出費用として計上するものです。実際に現金が支出されるものではなく、保有する固定資産の処分に伴って発生する費用ということになってございます。

令和元年度に水道施設地図情報システムと固定資産台帳システムの照合を行った結果、給水区域内の国道、県道、町道に布設された管が道路工事や下水道工事に支障となるなどして廃止された管がございしますが、その管に係る資産がまだ帳簿上、残存価格として固定資産台帳に計上されたままとなっているものを実態に合わせて除却するものとなっております。

続きまして、第1項営業費用、原水及び浄水費、摩文仁浄水場においては、平日9時から18時までの間を職員が常駐して水質の毎日検査及び運転管理業務に従事してきましたが、令和2年度から365日24時間の運転管理を全面委託することで1,060万円の増、それと配水量の増加と人口増加に伴って、企業局からの受水費で870万7,000円などの支出増によって、前年度予定額に比べ2,041万2,000円の支出増となっております。

続きまして、第2項配水及び給水費、動力費で200万円、材料費で101万7,000円、量水器の取替で1,005万4,000円などが支出増となりますが、変更認可申請書作成業務が令和元年度で完了したことによる支出減もあって、全体的には360万8,000円の支出減としております。

3目の議会費につきましては、任期中1回の先進地視察研修費が計上されてございます。

続きまして、総係費、会計年度任用職員2名の増員、会計年度任用パート職員3名（令和元年同）としていることから、人件費に係る各費用において実質増となります。

先程次長からも概要でありましたが、水道料金の口座振替に関する各金融機関との情報のやり取りをフロッピーディスクの受け渡しで行ってきましたが、令和2年度から一括で情報を伝送する業務を委託することによりまして、239万円の支出増となります。

第5目減価償却費ですが、令和2年度は、前年度から1,754万7,000円減とした2億4,616万2,000円計上しております。減少となる要因は、令和元年度補正予算第2号で計上した資産減耗費7,600万6,000円、令和2年度当初予算に計上しています資産減耗費1億7,028万9,000円に係る減価償却費相当額と令和元年度で償却済みとなる資産の減少によるものでございます。

続きまして、6目の資産減耗費、令和2年度は、前年度から1億7,023万6,000円増とした1億7,038万9,000円を計上しています。増となる要因は、過年度分の除却費1億400万円を計上したことに加え、東風平配水池の解体撤去費5,000万円を計上したことによるものです。

令和元年度の資産減耗費は、補正第2号にて7,600万6,000円を計上してございます。

続きまして、第2項営業外費用、第1目支払い利息、令和2年度の企業債支払利息は、前年度から300万9,000円減とした2,523万1,000円を計上しています。支払利息は、今後においても借入予定がないことから減少していくことになります。

続きまして、4ページの方をお願いします。第3項特別損失、第2目過年度損益修正損、これは給与訂正に伴う未払金の198万7,000円を計上してございます。

続きまして、第4条予算、資本的収入及び支出、第1款資本的収入、第1項企業債、企業債は借入の予定がございません。補助金の収入もございません。

第2項その他資本収入、第2目寄附及び負担金、寄附及び負担金の収入は、東部消防管轄内で消火栓5基分として433万1,000円、島尻消防組合管轄内で6基分453万円をそれぞれ負担金として収入する予定でございます。

資本的支出、第1項建設改良費、第1目原水及び浄水施設費、ギーザ第1取水ポンプ場外周全面フェンス取替工事費135万円、摩文仁浄水場外周の一部取替工事100万円、摩文仁浄水場内の照明器具取替工事62万円を計上しております。

なお、ギーザ第2取水ポンプ場のフェンスにつきましては、台風で一部倒壊した部分の取り替えを行ってございます。

また、摩文仁浄水場外周のフェンスにつきましては、腐食した区間、台風で倒壊し一部取り替えた部分が混在しているため、次年度以降に残る区間の取替をしていく予定となっております。

第2目配水及び給水施設費、国庫補助事業が再評価中につき事業休止状態にあるため内部留保資金を充当することになります。

令和2年度は、経年管の更新耐震化事業を南風原町字兼城、八重瀬町字後原の工事請負費として5,172万4,000円を計上してございます。

また、これまで国庫補助事業で整備を進めてきた津嘉山北地区区画整理地内への配水管拡張事業は4路線で1,144万9,000円の工事費と、南風原町部局との事業調整部分の対応費の確保も含めて送

配水施設整備事業費8,300万円を計上してございます。

なお、水道施設の統廃合計画に基づいた東風平配水池の解体撤去に伴って八重瀬配水池からの配水圧力を減圧する必要が生じますので、減圧弁設置工事費として1,200万円も8,300万円の中に含まれてございます。

3目営業設備費、携帯用無線機4台の購入費として140万円、軽自動車1台購入の140万円、摩文仁浄水場水質検査室のエアコン取替工事で47万円、パソコン購入費で40万円、新規申請用の量水器メーターの購入費として182万2,000円を計上してございます。

第2項企業債償還金、第1目企業債償還金、企業債未償還元金残高については、平成29年度末13億5,926万3,354円、平成30年度末で12億5,249万19円、減少額が1億677万3,335円となっており、令和2年度においても1億620万3,000円の元金償還を予定しております。

5ページ目以降にいま読み上げた建設改良費で整備する八重瀬町と南風原町内の位置図を添付してございます。以上で、私の方からの説明を終わります。

**○議長 大城真孝君**

これで説明を終わります。

暫時休憩します。

休憩（11時48分）

再開（11時52分）

再開します。

これで説明を終わります。質疑に入ります。質疑ありませんか。

**○議長 大城真孝君 1番 金城隆雄議員。**

**○1番 金城隆雄君**

令和2年度の予算として、事業経営概要から質問いたします。事業経営概要の中に中長期施設更新基本計画というのがあります。

そして3枚目の方に災害に強い水道の確立の中で、水道施設の安全対策・監視強化についてということで摩文仁浄水場内の施設について安全確認が謳われております。

そして事業会計予算概要説明の3ページの方に原水及び浄水費の方で令和2年度から365日、24時間の運転管理を全面委託するというので予算が計上されております。

その中で摩文仁浄水場の老朽化が謳われておりまして、また、委託管理も民間の方に委託して、24時間体制にするということなんですけれども、その安全管理について、例えば防犯カメラがついているのかどうか。そして今後地域の住民の方に本当に安心して飲める水道水を確保するために屋内型の施設にできないかどうか、それも検討されたことがあるのかどうか。前回、県内の施設を見に行ったときに屋内でちゃんと管理をして、外部からの侵入もない、ちゃんと鍵をかけて中を徹底的に管理するという体制、例えば摩文仁ですと屋外ですので、鳥や猫、犬とかが入りやすく、いつ何時影響を与えるかわからないという状況で、地域の方々に安心して飲める水だよと言えるかど

うか、そこら辺そういった整備の計画もあるのか。今年度について、令和元年に作られた中長期施設更新基本計画の中で、そういったことも中身に入っているのかどうか、これについてお願いします。

○議長 大城真孝君 施設課長。

○施設課長 上里健君

いま浄水場の更新計画についてなんですけど、この中長期計画において2037年度までの計画が作成されています。これは施設全部を更新した場合の金額を出しています。

その中で摩文仁浄水場については、更新計画を現計画時の作成では、2026年に更新する計画で事業計画として入れる予定はされています。

これについても更新基準に基づいて整備計画をしていますので、その前後によって計画を見直しをかけたりすることもあると思いますけれども、現状では2026年に計画されているということでもあります。以上です。

○議長 大城真孝君 1番 金城隆雄議員。

○1番 金城隆雄君

計画されているということなんですけれども、これがいまのままの露店型の施設なのか、それとも屋内での施設なのか、そういった計画もあるのかどうか、それをお願いします。

○議長 大城真孝君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

先程、私が概要説明書の方で申し上げましたが、今後70年分の施設の更新を計画しなさいと、それはいま金城議員がおっしゃるように、いまある施設をどういう規格で、どういう規模で、どういうふうな仕様を付け加えたり、そぎ落としたりして造り替えるという前提ではなくて、いまあるものをそっくりそのまま新しくするという前提で試算をただけでございまして、26年度に予定されているというのは、いまの施設を全く同じように造り替えるという意味で、概算の工事費用を組み込んだだけにしか過ぎなくて、これから経営戦略等を先程策定していくということをいま私の方が説明しましたが、この中で本当に2026年にできるのか、あるいは今後いろいろと検討すべき事項はあるのか、そういうところも今後調査検討して、具体的な改良工事の内容を決めていくというようないまはその段階でございまして。

また、先程高率補助制度が令和元年度で期限を迎えるということがございましたが、いま本土は補助率3分の1でございまして。我々の財政計画も今後10年分予定しますが、今後10年は高率補助が続くという前提でいま造ってございまして。それは補助率が本土並みになるという決定がされてございまして、いままでどおりあるという見越しで作ってございまして。

ですから、それが本土並みに3分の1になると、財政計画、全く最初から造り直しということになります。

また、先程企業局の離島8村の浄水施設の統合というのがございましたが、これまで離島は自分

たちで海水淡水化プラント、そういう経費が嵩む分を離島8村が全部負担していたわけですが、それを企業局が全部施設を受け入れて、一部統合して、県内と同じ単価で離島8村も水が買えるということになります。

その分の負担はどこが負うかと言うと、企業局が財政的な負担は負うので、今後、企業局の方でも財政の見通しとしては、よくなる方向ではなくて、財政が悪い方向にいくと思いますので、用水の単価が今後値上がりするということも考えられます。

そうなりますと、いまでさえ摩文仁浄水場の水質の生産コストは企業局に比べて安いんですけれども、企業局が値上げということに仮になってしまいますと、そのメリットというのは、また、さらに大きくなっていくということも踏まえて、摩文仁浄水場をどういうふうにしていくかと、水源をどう維持していくかというのは、いろいろな国の施策であるとか、県内の情勢であるとか、そういうふうなものも見越して、今後遅れを取らないように、着実に計画の方も財政計画もセットで進めていきたいということでございます。いまの中長期施設の基本計画は、先程申したような段階の計画でございます。以上です。

○議長 大城真孝君 1番 金城隆雄議員。

○1番 金城隆雄君

いまの説明でわかりました。しかし、今後の地域住民が安心して安全な水を飲めるということを経験すると、やはり施設の整備は必要かなと思いますので、その70年の計画であっても変更はできると思いますので、そこら辺について企業団全体で考えていただきたいと思います。

当分の間、監視カメラ等々、容易に蓋をあけて異物を投げられる状態ですので、監視体制を十分にしていきたいと思います。これについては本当は一般質問でやるべきかもしれませんが、いま気づいたので、さらに必要であれば、また時期を見て一般質問等でも質問していきたいと思っております。以上です。

○議長 大城真孝君 管理課長。

○管理課長 兼城純君

浄水場の安全対策についてですが、まず監視カメラについては先の一般質問で、神谷議員からあったんですけども、企業団としては検討していくということでもありますけれども、先程言ったように2026年には整備更新計画の中に含めて早めにやっていくのかということも検討していきたいと思っております。小動物等が施設内に入るということでフェンス等で囲ってはいるんですけども、どうしても隙間がありまして、それについてはよりフェンスを細かくして小動物が入らないような対策をして検討したいというふうに思っております。また、浄水された水に関しては、施設内を出るときは施錠している現状です。ただ、ろ過池については、まだろ過する前の異物が混入したり、そういう状況がありますので、できるだけ入らないような対応していきたいと思っております。

○議長 大城真孝君 1番 金城隆雄議員。

○1番 金城隆雄君

以上です。

○議長 大城真孝君 4番 浦崎みゆき議員。

○4番 浦崎みゆきさん

概要説明3ページの特別利益の256万1,000円、支出の方もありますけれども、これはこれまでの給与関係の清算ということで認識しておりますけど、この辺の経過としても長年かかってきたんですけど、この数字を計上するにあたりまして、組合員の皆さんとか、そこら辺の状況とかも教えていただければと思います。これで清算ということによろしいのかどうか。

○議長 大城真孝君 次長。

○次長 玉城秀樹君

浦崎議員の質疑にお答えします。組合員との合意はというところでございますが、8月1日に全職員に通知した翌日にちゃんと文書でもってやるべきだということで、翌日の8月2日付けで労働組合と企業長仲榮眞弘実の方で合意書を締結した経緯はあります。

○議長 大城真孝君

休憩します。

休憩（午後0時05分）

再開（午後0時06分）

再開します。

○議長 大城真孝君 4番 浦崎みゆき議員。

○4番 浦崎みゆきさん

期間については、どういう状況になっているのか、もう一度確認します。

○議長 大城真孝君 次長。

○次長 玉城秀樹君

足りない方を未払い者と言って、多く払っている方を過払い者と呼んでいますけど、未払いの方が11人いらっしゃいまして、その金額は過年度損益修正損190万円は一括で支払います。

過払い者の方については、その方の生活等々も勘案しまして、期間を設けて支払の計画を立てて数年かけての支払いになります。

○議長 大城真孝君 4番 浦崎みゆき議員。

○4番 浦崎みゆきさん

この258万1,000円に関しては、すべての金額ではないというふうに理解をして、でも、この予算書には今年度の計画になっているわけですね、それをすべてということではないんですか、この数字の理解が。いま私、予算書の実施計画明細書の方を見ているんですけど、概要説明では3ページの256万1,000円というのは、これは2年度の予算書ですので、これが全部入ってくるという理解だったんですけど、そうではないということなのか。

○議長 大城真孝君

暫時休憩します。

休憩（午後0時08分）

再開（午後0時08分）

再開します。

○議長 大城真孝君 次長。

○次長 玉城秀樹君

おっしゃるとおりです。計上額はすべての金額です。

○議長 大城真孝君 4番 浦崎みゆき議員。

○4番 浦崎みゆきさん

すべて今年度で返金いただくということでよろしいのでしょうか。

○議長 大城真孝君 次長。

○次長 玉城秀樹君

過払いの250万円については総額ではあるんですけど、先程その方の生活を重視しまして、支払う期間を設けて、総額ではあるんですけど、月々支払っていただくという計画書のもとで総額を計上しております。

○議長 大城真孝君 4番 浦崎みゆき議員。

○4番 浦崎みゆきさん

わかりました。予算ですので、予算を計上して実質入ってくるのは決算時には変わってくるというような認識でよろしいですか。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

先程1番議員からも浄水場の件について、今後の計画などについていろいろ質疑されて、26年には計画としては現状のものを再築するという考え方でこの計画書にはあるということでしたが、まず私はいつかの場面で自己水源がある分は企業局の水よりも安くあがっていて供給できているというメリットがあるというふうな説明が何回かされましたけれども、私はその点については十分納得しない部分があって、ちょっとこれは今日の部分だけでは時間が足りないと思いますので、そこで議論し尽くそうという気持ちはありませんけれども、今後、離島に企業局としては配水していったら、その分の費用はまたみんなでどうにか割るわけですよ、いろんな割り方あると思いますけど。

そういうことからすると、さらにコストがかかっていくので、企業局の方は逆に言うと自己水源の方がメリットがもっと出てくるという説明だったかと思うんですけども、その点については、後程別個に時間を取ってもらって説明いただきたいと思いますが、その点については若干疑問があるところです。

そのことも踏まえて自己水源率と言いますか、最初の計画水量とかありますよね、この中におけ

る自己水源の率というのは、ずっとこの後も同じように活用していくという計画なのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長 大城真孝君

休憩します。

休憩（午後0時12分）

再開（午後0時12分）

再開します。

○議長 大城真孝君 管理課長。

○管理課長 兼城純君

私の方からは自己水源率、企業局との対比で申し上げますと、予算書の37ページ、最後のページになりますけれども、配水量及び受水費計画というのがございます。その中で配水量の合計が765万5,494立方あります。その中で自己水、左側の合計が82万1,250立方メートルとあります。全体からの率に直しますと、10.72%というふうになります。以上です。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

休憩願います。

○議長 大城真孝君

休憩します。

休憩（午後0時13分）

再開（午後0時13分）

再開します。

○議長 大城真孝君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

私が先程説明した内容が説明不足で十分伝わってなかったと思いますが、中長期施設整備計画というのは、いま持っている施設を丸ごと年数に応じてどれだけかかるんだというのを示しなさいということなので、古い順から更新していくという優先順位で並べると、摩文仁浄水場は26年にすべきだろうなというような設定です。

先程、金城隆雄議員からも施設を造り替えるのであれば、石川浄水場も参考にとということがございましたが、当然、造り替えるのであれば、最新の技術を全国視察してより良いものを造るべきだと思いますので、そこもしっかり調査計画していきたいということもございます。

それと一番大きな問題は、いま水質の問題を大城議員おっしゃっていますが、我々水道事業体は財政的なことも十分考えないといけないところはありますが、住民が何を望むかというのが原点でございまして、摩文仁浄水場の水質の生産コストが安いから、それを望むということであれば、我々はその方向で計画を立てていかないといけませんし、いや、そうじゃないと、企業局の北源の

水源を使いたいと、そうすべきだということであれば、また、我々の計画の方も一元化というふうな方向に舵を切らざるを得ないというふうに思いますが、いまの段階で、我々はいまある施設を前提とした計画でありまして、金城隆雄議員からあった課題も、大城毅議員からの課題も含めて、両方とも調査研究して取り組んでいって、最終的には住民が、あるいは議会が何を望むかという選択肢を迫られたときに、選択できるような材料を我々は今後作っていかないといけないということで、計画はそういう形で作り上げていこうかということでございます。

それに合わせて財政計画は作っていかないといけないですし、その財政計画を作るにあたっても国政であるとか、あるいは先程言った企業局の受水費の値上げであるとかというふうな社会的な情勢の変化も考えられますので、その辺もまた方向性が出たら、そういうものも財政計画に取り入れて、一元化にするんだったらどのような事業費が出てきます。どの時期までに財源がどうなります。造り替えるのであれば、どういう施設を造ろうとすると、どれだけかかります。造る時期はいつですかということまで作り上げていかないといけませんので、こういうところもしっかりと我々の方も将来的に浄水場どうあるべきかということが検討できるように施設整備計画の維持管理の部署も、また財政の部署も取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

いまの答弁は現施設を前提に、いまの浄水場がどの程度の能力、キャパ、今年度で言うと、約1割は浄水場の水を供給している。この体制で造られているのがいまの計画だというふうに理解しました。そして戦略なども当然立てていくわけですから、その中でいわゆる自己水というものをどういうふうに位置付けてもっていくのかということについても当然そこに入っているものなのかなと思ってそういう質問をいたしました。戦略というからには、もちろんその場、その場での対応も必要だけれども、．．．．．的にこの方向に行くというふうなものが示されるのが当然だと思っているんですけども、これが現行の延長線だというふうになると、用語としては適切なのかなという感じがしたものですから。

それともう1点、水道組合も何十年もなるわけですから、その都度、設備の更新、当然、老朽化してきてということで、何回か言葉に出まして、金額も計上されていますけれども、更新は確かに金もかけられているわけですし、替えたところはまたさらに古くなってしまいうということも当然あり得るわけですね。

そうした中で延命というふうな言葉もありましたけれども、どういうふうに基準を置いていいのかわからないけれども、要するに更新率といいますか、替えるべきものをどんどん新たに増えてもいくが、それを上回って更新していかないといけないのではないかなと思うんですが、そのあたりは見通しとして、どういうふうな見通しをもった今回の計画なのかということについてお聞かせいただきたい。

○議長 大城真孝君 施設課長。

**○施設課長 上里健君**

先程、中長期計画の中で、現状の施設をそのまま更新した場合の計画を作ってますということで説明したんです。その基準となる更新の時期なんですけれども、更新基準は、管路の耐用年数が40年という形になっているんですけれども、実質、管路とか、施設については、それ以上もっているという実績もこれでの水道事業経営の中に出てきていますので、企業団の方も各地方事業体のものも参考にしながら、また日本水道協会というところが出している、また厚労省から出している更新基準というのがあります。それに基づいて、企業団独自の施設の更新基準を作成したので、今回の施設整備中長期計画が作成されました。

まず、古い管については、その古い時期の布設の材料40年で耐用年数の更新基準で設定されているものもありますし、最近のものは耐震管を使っているもので、これは80年をみているということで、その布設時期に合わせたり、施設の建設時期に合わせて更新基準を設けていますので、そういった形で、独自の更新基準、いろんなどころを参考にしたものでありますけれども、それを作って、この中長期計画に現状の施設のままを基準に合わせて計画を作ったものという形になっています。以上です。

**○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。**

**○5番 大城毅君**

毎年毎年更新をしている分もあって、新しく造ったものは80年もつという計画でやっていますよということですし、組合ができた当初からあるものがもしいまもあるのかどうかわかりませんが、そういったものは基本的に40年で更新しなければいけないという考え方だと思いますけれども、だからいつからこれを数え始めるかというのはありますけど、全部取り替えて安心な施設になるのは何年かかるのかとか、そのあたりを知りたいんですよ。そこがあったら聞かせて下さい。

**○議長 大城真孝君 施設課長。**

**○施設課長 上里健君**

一番管路で長い更新基準が80年をみています。管種によって変わってきますけれども、それを平成29年時点の中長期、そこから80年後、管路によって更新をしていくという形を作っていますので、現状の施設を替えた場合は80年度先までという形での更新の計画が作られているという形になっています。

**○議長 大城真孝君 経営課長。**

**○経営課長 酒本隆志君**

予算書の31ページの方をお開き願います。これは令和元年度予定貸借対照表でございますが、資産の部の1、固定資産のエの方に構築物、減価償却累計額というのがございますが、これは先程施設課長の方が水道管の法定耐用年数40年というのがあって、この減価償却累計額の三角で記した50億9,086万7,871円は、新しい水道管を入れて、その資産の目減りした金額です。

右側の54億516万1,293円は、これから償却しないといけない資産ということで、約50%あるの

で、いまある施設を評価するときに法定耐用年数40年とすると、平均約20年経過した状態にあるということが言えるかなと思います。

確かに一つずつを取れば、既に40年を過ぎているのもあるし、去年入れたものもあるわけですが、総合的な資産、40年後にはこの資産の価値はなくなるという前提で計算すると、こういう形で表してきますので、たぶん各水道事業体の減価償却累計額を見ていただくと、古くなっているところは、おそらく償却済が大きくなって、残りの分が少ないと。

逆に残りの分が大きいほど、新しい施設になっているというふうな、これは一定の目安ではございますが、こういう見方ができるかなと思います。以上です。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

有難うございました。それと先程みゆき議員からもありました給与問題に関わる場所ですが、これから回収しなければいけないものが256万1,000円で、こちらからお支払いしないといけない分が198万7,000円と、こういう理解でよろしいわけですね。

先程、これからお支払いする分198万7,000円の人数は11人だということでございました。逆に返していただく分、人数はありましたっけ、まだでしたらお聞かせ下さい。

○議長 大城真孝君 次長。

○次長 玉城秀樹君

過払い者は9名でございます。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

わかりました。そうすると、これから返してもらう分と支払いしなければいけない分が計上されたわけですが、これでもってこの件は解決ということで、先程労働組合との交渉もできているというふうにお聞きしましたけれども、組合に加入してない方もいるとか、いろいろ聞こえたりしますので、各個人との同意が全部取れているという理解でよろしいかどうか、お願いします。

○議長 大城真孝君 次長。

○次長 玉城秀樹君

いまの質問ですけど、全職員からは同意は得ておりません。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

わかりました。それと私以前に一般質問の中で、こういった場合、行政用語ではどう言うかわかりませんが、いわゆる時効、何年間は有効で、何年経つと消滅するというふうなものいろいろあると思うんですけども、そこの関係で、その一般質問した時点の数字を私聞いているはずで、会議録に残っているか、あるいはその場では答えられなくて、後程事務局の方からこういう見解であるというのを届けていただいたんですけども、そのときの数値、ちょっと比較できてないんで

すが、逆にそういった時効も絡んでの数字の変更があったのかなというふうに思っているものですか、それはどういうふうに扱われていますか。

○議長 大城真孝君 次長。

○次長 玉城秀樹君

過払い金のことだと思いますが、過払い金は5年間という地方自治法で法的な支払いを我々はそれに沿って支払うことにしておりますが、その中で2年4カ月が経過したものですから、この請求額の250万円は2年8カ月分ということになっております。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

そうすると時間の経過があったので、返していただく分が時間の経過とともにそのまま減っているということですね、もう一回確認します。

○議長 大城真孝君 次長。

○次長 玉城秀樹君

そうでございます。

○議長 大城真孝君 5番 大城毅議員。

○5番 大城毅君

先程条例で管理職の皆さんが1割、5%ですか、半年間減額するということでありましたが、あの金額が75万円ということなんですが、いわばその分が本来、町民からすれば返していただくべきものが減額された。例えば100入るべきだったのが50しか請求できなくなったと、こういうこととの関わりで町民に迷惑かけた分を管理職の皆さんが時間がかったという理由で先程減額ということでしたから、それで町民の皆さんにお詫びをしたというふうな理解でいいのかどうか、お聞かせ下さい。

○議長 大城真孝君 次長。

○次長 玉城秀樹君

そういうことでございます。本来なら企業長も同等に同様なけじめということではあったんですけど、企業長の方はそれ以上に自分の身を削ってというか、退職というそういう決断に達して、我々は減給という道義的責任ということでご理解していただきたいと思います。

○議長 大城真孝君

他に質疑ありませんか。

○議長 大城真孝君 3番 神谷良仁議員。

○3番 神谷良仁君

一つだけ確認したいのがあって、支出の中で摩文仁浄水場の常駐職員の代わりに365日24時間運転管理を全面委託ということで1,000万円余り出てるんですけども、これは24時間365日委託会社が常時そこにいるという捉え方でいいんですか。

○議長 大城真孝君 管理課長。

○管理課長 兼城純君

令和2年度から全面委託ということで、ご質問のとおり365日24時間委託業者がそこに配置されるということでございます。

○議長 大城真孝君 3番 神谷良仁議員。

○3番 神谷良仁君

関連するかどうか確認したいんですけど、次長が読み上げた事業経営概要の中の1-5の水源流域の汚染防止対策についてというところで、令和2年度においては、浄水場運転管理業務の全面委託化するため、週1回5ルートを一気にパトロールする監視体制に切り替える予定でと。ここで言う委託する相手と内容は先程言った1,000万円余りの予算と関連しているものなのか。全く別なのか。その辺、教えて下さい。

○議長 大城真孝君 管理課長。

○管理課長 兼城純君

予算については別でございます。週1回のパトロールというのは、これまで平日の5日間を通常、職員が東風平事務所から浄水場まで行くルートでパトロールをしていたと、帰りもパトロールをして帰ってきていると、それが週5日やっていたのを完全委託することによって、職員が浄水場に行くことがなくなったので、そのかわり週1回は職員でパトロールをやろうということでございます。

○議長 大城真孝君 3番 神谷良仁議員。

○3番 神谷良仁君

先程の1,000万円余りの予算とは別で、いま言うルートの監視があるということですね、参考までにその分の委託はどれぐらいの予算なのか教えて下さい。

○議長 大城真孝君 管理課長。

○管理課長 兼城純君

このパトロールというのは、職員で行うということですので、特に費用は発生しないということなんです。

○議長 大城真孝君

休憩します。

休憩（午後0時35分）

再開（午後0時37分）

再開します。

休憩します。

休憩（午後0時37分）

再開（午後0時39分）

再開します。

他に質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号・令和2年度南部水道企業団水道事業会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

起立全員です。したがって、議案第5号・令和2年度南部水道企業団水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第9．同意第1号

#### 次期企業長の選任同意について

#### ○議長 大城真孝君

日程第9．同意第1号・次期企業長の選任同意を議題とします。

#### ○議長 大城真孝君 次長。

#### ○次長 玉城秀樹君

私の方から次期企業長の選任同意について提案申し上げます。

#### 同意第1号

#### 次期企業長の選任同意について

表記の件について南部水道企業団規約（平成18年沖縄県指令企第3号）第9条第2項の規定により、関係町の長において下記の者を次期企業長に選任したいので、議会の同意を求めます。

#### 記

本籍地：沖縄県島尻郡八重瀬町字大頓1402番地

現住所：沖縄県島尻郡八重瀬町字具志頭1653番地1

氏名：多和田真次

生年月日：昭和22年5月15日

任期：辞令の日から令和3年3月31日

令和2年3月30日提出

南部水道企業団 企業長職務代理者 玉城秀樹

提案理由としまして、前企業長が令和2年3月18日付をもちまして、一身上の都合で退職され

たことから、後任の企業長については、関係町の長において選任した者について議会の同意を得る必要があります。上記の者は、南部水道企業団の企業長として適任であると思慮しますので、提案します。

別紙に関係町の八重瀬町、南風原町において選任した企業長選任書、理事会合意事項、多和田眞次氏の履歴書及び身分証明書等を付けてございますので、お目通しの上、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

**○議長 大城真孝君**

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第1号・次期企業長の選任同意を採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

起立全員です。したがって、同意第1号・次期企業長の選任同意は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第39条の規定により、令和2年第1回南部水道企業団議会定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第1回南部水道企業団議会定例会を閉会します。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

南部水道企業団議会 議長 大城 真孝

署名議員(議席番号2番) 平良 真也

署名議員(議席番号3番) 神谷 良仁